

『安心決定鈔』と『教行信証』のアポリア

谷川守正

〔抄録〕

『教行信証』坂東本研究のアポリアは信巻序の標挙文、後序の懐旧文、行・化巻の性信奥書に残るが、それらを『安心決定鈔』に関係づければ、それぞれ容易に突破することができる。そしてそこに法然-親鸞-性信-明性の師資相承が明らかにされ、その一連の生涯教育の文脈が浮き彫りにされるのである。

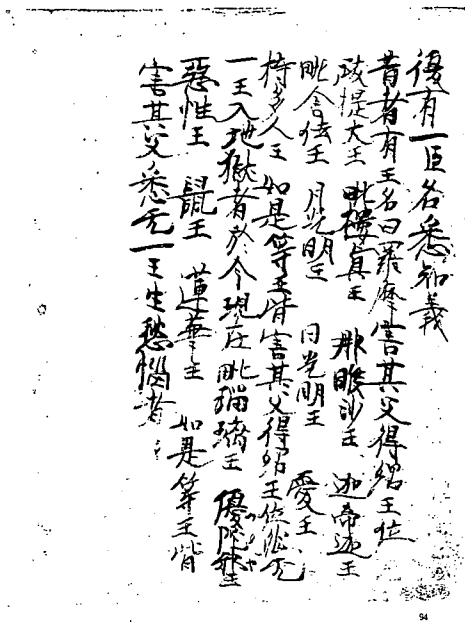
キーワード：標挙文、坂東本、性信奥書、師資相承

1. 『教行信証』のアポリアへの仏教教育からの接近

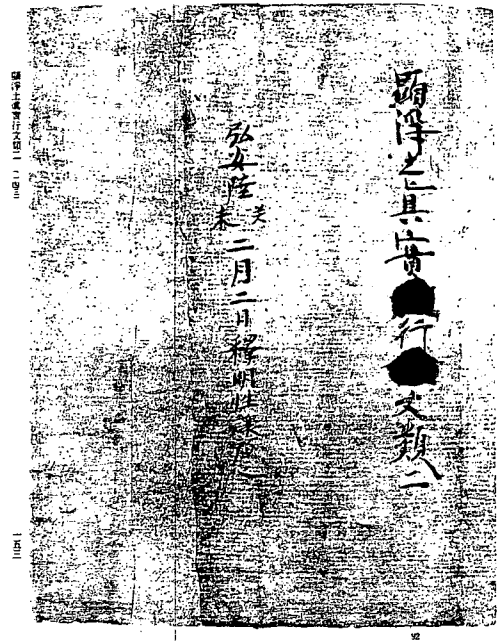
周知のように法蔵館『親鸞聖人真蹟集成』第一・二巻の坂東本『教行信証』にいくつかの重大なアポリアがある。坂東本をテキストにする星野元豊の『講解教行信証』法蔵館によれば、信巻序の見返しにある(資料1)⁽¹⁾の標挙文は「信巻の終わりに引かれている文であって、何故にそこに特別に書かれたものかその意味が分からない。」⁽²⁾また信巻本文のその解釈に「何のために書かれたものか全く見当もつかない。」⁽³⁾とする。その標挙文は専修寺本等でない。『真宗聖教全書、二 宗祖部』は西本願寺本を底本とし、坂東本を甲本としながら、それを採録しない。⁽⁴⁾

アポリアの第2は後序のいわゆる懐旧文の前半にある。その「又夢、告ッヶニ依ッ綽ッ空ノ字ヲ改メテ同シキ日御筆ヲ以テ名之字ヲ書シメテ畢ヌ」⁽⁵⁾について、星野はいくつかの問題点を指摘する。①「夢の告」ははっきりしない。②改めた名は善信か。③「夢」とは何か。④重要な名之字でありながら、何故その後いつも親鸞という名を使っているのか。またこのことについて「歴史家の研究を待ちたい。」⁽⁶⁾とする。われわれは先に同じ日の7月29日付けの『興御書』を手がかりに、名之字に「善心房」を想定したが、『安心決定鈔』の研究なしでは、不十分なままであった。⁽⁷⁾

アポリアの第3は行・化巻の別・後筆の奥書⁽⁸⁾(資料2 a, b)であるが、前者については星野



資料1 『真蹟集成』第一巻, p. 156 顕浄土 眞実信文類序, 標挙文



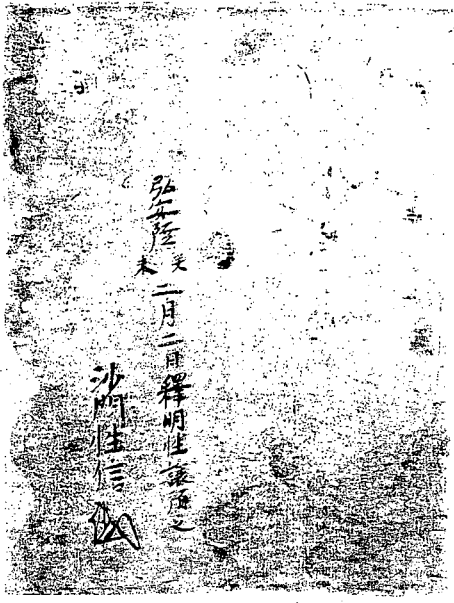
資料2a 『真蹟集成』第一巻, p. 153 顕浄土 眞実行文類二, 奥書

は本文の末文に掲げながら、解釈において全く触れていない。また後者については星野は「歴史家の研究を待ちたい。」⁽⁹⁾という。しかしながらその後これについても歴史家の解明はない。勿論われわれにとってもこれらのアポリアの解消は極めて困難であった。

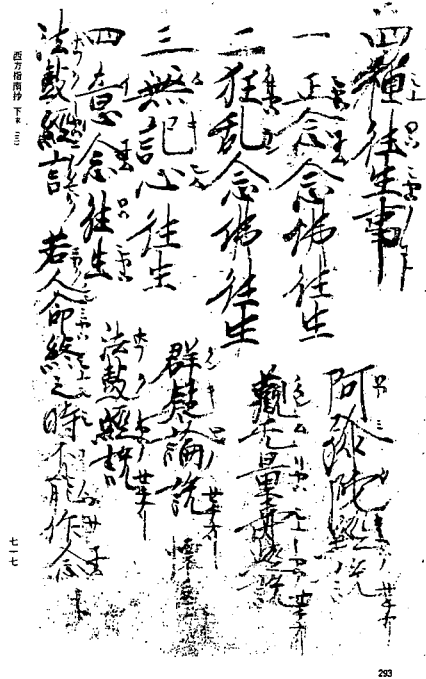
しかしわれわれは『安心決定鈔』の作者・成立時期・背景を解明した⁽¹⁰⁾ことによって、以上の3つのアポリアを解消し、併せて仏教教育からの接近によって、法然—親鸞—性信—明性と続く直接的師資相承を解明する重要な手がかりがえられることを明らかにしたい。すなわちわれわれの研究の目的は、あくまで生涯にわたって統合された教育の典型的古典の一つとして、以上3つのアポリアを逆手にとって、師資相承の歴史的系譜を捉え直して、われわれの現代生涯教育研究の一端に加えようとするのである。

2. 別序のアポリアと『安心決定鈔』

星野の3つのアポリアはわれわれも共有する。いわゆる別序の標挙文（資料1）の1行目は信巻の本文の p. 268（前掲の『真蹟集成』）から「復一、臣有、悉知義、名、」の、2行目以下7行の引用文は pp. 269～270 からの引用とされている。たしかに標挙文と本文の該当箇所はほぼ一致する。しかしながらわれわれは両者には重要な相違点があることを指摘する。



資料2b 第二巻, p. 680 顕浄土真実教行証文類六, 奥書



資料3 『真蹟集成』第六巻, p. 717 西方指南抄下末, 四種往生事

両者を同じ文であるとする星野は、両者の間にある多くの相違点を見落としている。すなわち

- ① 標挙文の「昔」の字は本文のそれでは、信巻の該当箇所を初め全て「昔」の古体字「管ムカッ」である。
- ② 1行目と2行目との間に省略がありながら、両者は並記され、その間に「乃至」などの省略符号がない。
- ③ 本文の「已テ」は標挙文では「害其父」の次が脱字になっている。
- ④ 『安心決定鈔』の成立時期との関連で明らかになる教・行・信巻冒頭部分の差し替えと鎌倉念仏訴訟との関係が密接であるが、星野はそれを思想研究の範疇外に置く。
- ⑤ 「无」と「无」の用字に使用時期の相異があるが、星野はそれを問題視しない。
- ⑥ 本文の51葉は「无」の用例によって他と区別されるが、星野は度外視する。
- ⑦ 『観経』の「王舎城の悲劇」に見る阿闍世の背景があるが、見落される。
- ⑧ 標挙文は親鸞のこの時期における発想の転換を表すが重視しない。
- ⑨ それは親鸞の回心を示すといつてよいが、評価さえない。
- ⑩ 同年秋の『愚禿鈔』の四行題辞との関係が密接であるが、それを視野の外に置く。
- ⑪ 別序の痛烈な「近世ノ宗師」批判と密接に関係するが、見返し頁の標挙文には触れない。
- ⑫ 総序の「調達闍世ヲ逆害ヲ興セシム」とも深く関係するが、取り上げない。また「昔」

の古体字と「已_レ」の脱字によって阿闍世は慈信房を想定できる。

⑬ 坂東本の別序の標挙文における一ヶ所のフリカナは本文のそれを相互に補完する。

以上要するに星野のアボリアの第1は、標挙文と本文の該当箇所との厳密な比較が生かされていないことによって生じた隘路といえる。では13点の指摘によって何が明らかになるか。

標挙文は本文からの単なる抜粋ではないことを「昔」の字が示唆する。本文の歴史的故事は遙か昔であるが、標挙文の時点は現在であり、これは今ここの親鸞の実存的危機的状況が故事に託して語り掛けられている。では何故そういえるのかを以下に明らかにしたい。

標挙文は『涅槃経』からの引用であるが、本文の場合は省略記号に「乃至」を用いる。しかし標挙文では1行目と2行目を並記するだけである。「乃至」を用いると悉知義の言葉を単に引用しただけになるが、ここでは悉知義が苦悩する王に、其の父を害して王位に即いた羅摩を初めとする諸王が父王を害して王位に即いた、故事に拠って慰める。その故事に託して親鸞自身が今ここに同じ状況に置かれていることを示唆するのである。

その時制のずれを表すのが、「已_レ」の脱字である。別序の見返しの重要な標挙文において単なる不注意な脱字は到底想定できない。鎌倉念仏訴訟において、6月1日付けの性信書簡が語るように、敗訴した原告側の息男はまだ父親鸞を害しおわってはいない。それ以後も義絶状の発給にいたるまでの親鸞書簡⁽¹⁶⁾が示すように原告側の激しい巻返しがあった。親鸞はそれを洞察して、同年秋から『教行信証』の改訂を初めとして、『浄土三経往生文類』、『愚禿鈔』と俄に矢継ぎ早に著作活動を展開する。

周知のように教巻の全体、行巻の冒頭13葉、信巻の表紙以下4葉は七行頁であり、「無」には「死」の字が用いられている。何れも老筆である。それらの文のうち標挙文と行巻のその一部とは専修寺本にないことから、『教行信証』の最終改訂はそれ以後であることが分かる。上記の七行頁にはすべて「死」が用いられる。それによってわれわれは「死」が用いられる頁は比較的新しいと想定する。確かにその頁の文字は八行頁よりも比較的に大きいといえる。われわれはそれを手がかりにする。勿論このことはすでに先行研究が指摘するところである。

信巻本文の後半に「死」が用いられる一群の51葉の『涅槃経』を中心とする長い引文がある。それは標挙文と密接に関係する。影印本では文字も比較的大きく書かれている。この51葉はしたがって標挙文と関連づけて相互に読み取る必要がある。そこから歴史的世界と現実的世界との関連が明らかになるはずである。

その歴史的世界とは言うまでもなく、『観経』の「王舎城の悲劇」のエピソード⁽¹⁷⁾である。しかし親鸞にはこの時期に観経的世界から大経の世界への転換がある。その転換を詳しく語るために51葉があるといつてよい。またそれは親鸞の往生観の転換に繋がる。それは親鸞の思想の転換である。われわれは『安心決定鈔』を契機とする転換をあえて親鸞の回心という。

1255年の『教行信証』の最終的改訂と坂東本にのみこの標挙文を付けて『安心決定鈔』の作者の性信に授与したことは、その背景に親鸞の回心を想定せざるをえない。『安心決定鈔』

に対応して一連の親鸞の精力的な著述活動がその後数年に及ぶことになる。

その回心を実存的に語るのは『愚禿鈔』である。そこに描かれるのは『観経』から『大経』への回心的展開である。それは『浄土往生三経文類』と下巻から上巻への3つの往生の転換にも示されている。

すでに明らかにしたように、⁽¹⁸⁾『愚禿鈔』の構成は下巻から上巻への転換に示される。それは親鸞著述本の忠実な書写で知られる顕智本⁽¹⁹⁾の上巻に奥書があり、下巻にないことから知られる。

それをもっとも典型的に示すのは上下両巻の四行題辞である。そこには同じ24文字とフリカナの工夫によって見事に親鸞の生涯にわたる思想の真髓が示される。勿論それは外面と内面との関係を示すものではない。賢者の信と愚禿の心との自分史における発展的關係を実存的に顕わしている。それを顕わすのは回心を契機とする『教行信証』の改訂以後の著作群である。

また標挙文が信巻別序の見返しにあることから、信巻別序の「末代、道俗近世、宗師自性唯心、沈_テ浄土、真証_ヲ、眩_ヘッ、定散、自心_ニ迷_テ金剛、真信_ニ昏_ラッ」の当時の東国浄土教、特にその指導者の西山の蓮生⁽²⁰⁾、鎮西の良忠⁽²¹⁾ら宗師に対する厳しい批判⁽²²⁾を導く。

したがって当時の親鸞の念頭を常に離れなかったのは慈信房の逆書であり、そのような「逆害を阿闍世に興させた調達」(総序)のような東国に活躍中の宗師たちであった。

標挙文フリカナが信巻の該当箇所のを相互に補完するのは、標挙文が本文と密接な関係を持つことの徴である、したがってこの標挙文は信巻に必要不可欠であるといえる。

3. 後序のアポリアと法然—親鸞—性信の師資相承

星野が指摘するように、確かに夢の告げははっきりしない。4月14日に「釈綽空」と書かせ給いながら、その後3ヵ月あまりの間に、どのような夢を見たのか。『正像末和讃』の冒頭に夢告の年月日時刻まで書きながら、なぜここではその内容と月日時刻を伏せるのか。告げによる新しい名を実名にせず、どうして抽象的に「名之字」とのみ表すのか。われわれにもさらに疑問が加わる。星野は夢とは何かと問う。しかし夢の告げについては、又告げとは何かの問いも成立する。まず告げによって親鸞は自らの「綽空」の名を改めて、その後生涯にわたってその古い名之字を用いていないことは事実である。われわれはこの確かな事実、「綽空」の改名から出発すればよい、何故ならば「綽空の字を改めて」の「綽空」の両脇に棒線が引かれるが、右側のみの傍線は後序では他に「浄土の真宗は證道」の「證道」、「選擇を書しき」の「選擇」、「南无」、そして「空の真筆を」の「空の真」に付くからである。

先行研究はそれ以前に親鸞が見た夢を詮索する。しかしその夢が何であれ、それを具体的に書かない事情は何であるのか。又具体的に名之字を出さないのは何故か。次にわれわれは7月29日の日付に注目する。師の影像を受け取ってから3ヵ月余り経過しているのは、法然周辺に風雲急を告げたにせよ、そのことは確かに不自然であると云わざるをえない。

では当日何が起こったのか。その日はまた善心房宛の『興御書』の発給日でもある。それは「昨日殿にて座主の御坊へ参会，法門仰せかけて，誹謗し給うよし承り候。苦しからず候」から始まるが、それを江戸時代の解説書以来「きのふでんにて」と読み慣わし、殿の在処を詮索する。しかしわれわれは文脈上「きのうしんがりにて」と読み、「御坊」を場所と見る。『天台座主記』の記事によれば同年7月下旬に座主真性を中心に親鸞の兄弟子の聖覚も加わって、法会が営まれている。28日に親鸞は殿としてそれに参加したのである。そこで親鸞が事件を起こしたことは『興御書』に明らかである。しかし『真宗新辞典』法蔵館、1983年は「親鸞が法然から授かったものと伝える消息、偽撰」とするが、果してそうか。

元久2年の弾圧の動き中、法然一門として急遽親鸞を守る対策が法然を中心に講じられた。『興御書』はその1つである。「いつも誤りをせぬ人々」の中に聖光房、禅勝房、熊谷入道らとともに善心房があり、それは善心房宛てになっている。その告げでは師は親鸞の座主に対する誹謗を「苦しからず候」として容認し、身を挺して弟子を守ろうとする。そこには当日書かじめ給うた「真文」の一節もある。『興御書』は師の告げによって弟子が筆記した文書である。それは事件に巻き込まれた親鸞にとって夢のごときの告げであったはずである。

建長7年の『浄土三経往生文類』(略本)において親鸞が『大経』からの引用文の「夢見」に「夢ゆめのごとくに見みたまつらむ」と当時の親鸞独自のフリカナを付ける。但し康元2年の『広本』のそれは「夢ゆめに見みたまつり」となる。それゆえにわれわれは「夢の告」を「夢のごときの告げ」と親鸞流に読むのである。

影像の銘の真文を書かせしめ給うた現場に親鸞は居合わせ、御筆を以て書かじめ給うた口述筆記の告げをその場で見聞していた親鸞は、師の告げの声を自分の耳に「ゼンシン(善信)」と聞いていたはずである。その結果口述筆記者はその名之字を「ゼンシム(善心)」と聞き間違えて書いたのであろう。その現場にいたからこそ、親鸞は御筆を以て書かじめ給うたことと「名之字」の混同を知っているのである。それは伝聞記事ではない。このような背景を抜きにする先行研究は師法然が自ら筆を執って書かれたと誤って解釈する。

「御筆を以て書かじめたもう」の構文は、選択集内題と「真文」の場合がある。同じように当事者の親鸞はその場に居合わせていることは確かである。しかしわれわれは3つとも筆を以て、師が親鸞等の弟子に書かじめられた点に注目する。自筆を殆ど残さなかった師が、この場合に敢えて自筆で書く必要があるのか疑問である。

元の選択集の内題の字は確かに自筆である。この場合にその頁の最後の行に裏の頁の十個の字が映っている。しかし一番目の「道」の字が表に映る字とシンニューの向きが異なり、二頁目は料紙が取り替えられたことが分かる。その時裏の頁最後の2行に表の濃い墨の雄渾な師の筆になる21文字が映っていたはずである。そのまま裏の頁を書き進めば、折角の師の筆を汚すことになることに気付いて、筆を止めて料紙を替えたと考えられる。そこで表の頁に裏の1行目の十字が不自然に残った次第である。これは法然上人の自筆を裏付ける。

口述筆記を弟子に分担させるとき、師はあらかじめその趣意を明らかにし、筆記しやすくするために、章題の前の余白に有名な21文字を自筆で書いたのである。それによって章題がそれに近寄りすぎたために第1章の題を少し左に寄せる符号を章題の「道綽云々」の左傍に付けている。したがってこの場合は真筆が必要不可欠であると分かる。

親鸞の書写本は残らないから、24文字がどこにどのように書かれたかは知ることが出来ないが、見写した原本が前年冬に書写された手沢本の『往生院本選択本願念仏集』であることは確かである。われわれは先に長年後世の悪戯書きとの烙印を押された往生院本の奥書の1行を現地の奈良當麻寺奥院で研究調査して、上記の21文字と共通の雄渾な筆跡から真筆であることを発表した⁷⁾。その結果1年後に国の重要文化財に指定された。

7月29日の真像の銘文の「真文」も同じように、書いたのは親鸞自身である。但しこの場合は『興御書』の江戸時代の解説書の口絵に親鸞の目の前で師が7行の銘文を書いた影像を文机に拡げて筆を宙に浮かせて弟子の方を見ている光景を描いている。写実的な絵であり、初秋の草花が庭や書院に描かれる。そしてわれわれが目にするのは、挿し絵の左肩に善導の48文字が4行3句4字の構成で書かれ、「在世成仏」の世の字の左傍に省略記号の小さな丸印が打たれている点である。すなわちその時師は親鸞が書いた48文字の銘文に丸印を書き添えただけである。周知のように親鸞はその後の著述にこの48文字を引用するとき、生涯にわたって必ずその真文の47文字を書いている。真文の一字脱字は、法然の月影の和歌にも見られるように、仏教的世界観の重要な転換を含んでいる。それは『歎異抄』後序の「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとへに親鸞一人がためなりけり」にも端的に示される。

以上われわれは星野の疑問に答えることが出来たが、そのために史料として重要になるのは、言うまでもなく『興御書』の原本である。今それは黒谷金戒光明寺の非公開文書になっている。それは長年にわたって歴代の光明寺法主の封印が付され、それらの紙縫りの束が保存されている。そのためか『昭和重修法然上人全集』における『興御書』の位置付けは、千四頁目からも推測できるように、明らかに低い。また『四種往生事』はさらにその後である。

しかしながらわれわれは七月下旬に聖覚が前権大僧都として主宰した堂衆追却懺悔法会とその背景の山門騒動を伝える『天台座主記』、前年からの詳しい山門騒動記に『興御書』の「雀の囀り」など一連の座主批判の聖覚の法然伝『十六門記』から、誹謗事件における聖覚の介入を想定できる。すなわち『興御書』の背景に聖覚からの天台情報があり、そのために当面は親鸞に直接累が及ぶことがなかったと考えられる。それ故に『興御書』の制作における法然の口述は親鸞にとってはまさに夢のような告げといえる。

4. 行・化巻の性信奥書のアポリアと親鸞－性信－明性の師資相承

行巻の最終頁の中央の奥書に「弘安陸癸未2月2日 釈明性讓預之」とあり、次行以下が破

り取られる。化巻の最終頁では同筆同文の奥書に「沙門性信花押」が添えられる。その花押から「少」,「門」,「信」が読み取れる。「リッシンベン」の書き方に特徴がある。

弘安6年は西暦1283年であり、性信は当時かなりの高齢である。その性信がはたして『教行信証』を明性から譲られ、預かることがあるだろうか。沙門性信が釈明性にそれを譲り預ける方がむしろ妥当ではないか。したがって『教行信証』の改訂は、性信の『安心決定鈔』を前提にし、それを契機とするのである。

譲預は性信にとって重要事項である。性信も親鸞から『教行信証』を譲られ、預かったのではないか、その意識が鹿島門徒の明性への譲預に表れている。幸い性信には譲り預けることのできる明性がいた。しかしそれが得られなければ、それは元に戻さざるをえない。すなわち性信の奥書は師資相承のメッセージであることは自明である。

われわれはこの「譲預」に重く厳しい師資相承を読み取ることができる。それは譲渡ではない。譲預とは『教行信証』をただのものとして譲り受けるのではない。またそれは譲与ではない。譲預とは『教行信証』をただの持ち物として譲り与えるのではない。『教行信証』は重い厳しい教育的課題を背負いこんだ大変な代物であると云える。

さらに「譲預之」とは性信が愛弟子に贈った一種の餞の言葉であり、師資相承の言葉でもある。そのことばは師から弟子に、孫弟子にと順次に連綿と語り継がれるべきはずである。われわれは事蹟不明の明性以後の経緯を知ることが出来ないが、事実としてそれが坂東本といわれていることから、重く厳しい師資相承であることを確認し、自らも襟を正すのである。

重く厳しい課題は性信にとってだけでなく、同時にそれと並行して、師親鸞にとっても同様であったはずである。事実親鸞は『安心決定鈔』すなわち『真宗の聞書』一帖と交換する形で『教行信証』を譲預したが、『安心決定鈔』を譲預されたことになり、その後88歳までその課題を背負い込むことになるのは、1255年8月6日の『浄土三経往生文類』（略本）に始まる、精力的に取り組んだ一連の著述活動から読み取れることである。

われわれは歴史家として星野の課題を引き取るのではなく、飽くまで仏教教育研究者としてそれを引き受ける。われわれには新しい史料、史観等是用意できない。唯素直に性信の奥書を読むことと、仏教教育の視点に立つことだけである。その他には何も持ち合わせない。先行研究は性信奥書の年月日に戸惑う。性信の墓碑銘によれば、その時期に性信はこの世にいないはずである。しかしその建立事情に照らせば、果たして額面どおり墓碑銘を信じてよいかの疑問は残る。それに対して『教行信証』坂東本に奥書が残るのは疑問の余地はない。それを偽書扱いにする前に、われわれは慎重に奥書の文面を検討すべきである。先行研究はそこまで踏みこまない。では奥書の文面の内容は信じるに足るものであるかどうかから始めたい。

極めて単純な文面の中でわれわれの目を惹くのは「譲預之」である。「之」とは今われわれが目にする『教行信証』坂東本である。それ故われわれは「譲預」について検討すればよい。それは性信から明性に与えられた特別な意味を含む言葉であり、慣用句ではない。われわれは

それを類語の「譲渡」や「譲与」と慎重に区別すべきである。ではそれにどのような意味がこめられているのか。まずわれわれの検討はそこから始めるべきである。

1255年秋に性信に授与された『教行信証』は直前に大きな改訂を全面的に施されている。しかし坂東本にそれ以後そのような改訂はなく、授与の時点でそれは脱稿したと見てよい。親鸞の他の著述ではそのような時に著述年月日、年齢、作者名が奥書に付く。ある意味ではそれを欠くことは異例に属する。そのために先行研究ではその成立年代が確定できないままである。

では奥書に年月日を欠くことと脱稿との間に矛盾はないであろうか。それを欠くことは何を意味するのか。それは「譲預」の歴史的背景の一つになる。性信は「譲預」と書くのは自らも師からそれを「譲預」されたからである。坂東本にはまだ修正の余地を残している。当時親鸞は急いで筆を加えたことは確かである。しかし切迫した東国門徒の事情に照らして、それを性信に託したのである。われわれはなお坂東本はその課題を継続していると考える。

「譲預」は単なる譲渡や譲与と異なり、その課題がそこに重くのしかかっている。それは親鸞が『安心決定鈔』を契機に取り組んだときの課題と同様である。親鸞は、例えば『安心決定鈔』の「四種往生の事」に対して、『教行信証』の標拳文における三往生、『浄土三経往生文類』、『愚禿鈔』において往生論を展開する。多くの著作においてそれらとともに他の重要課題にも取り組んでいるのである。すなわち「譲預」の譲とは課題への取り組みを譲ることを意味する。『安心決定鈔』の実績に照らして親鸞は性信に取り組みを譲って、その代わりに『安心決定鈔』の残された課題に取り組むのである。両者の交換において親鸞は『往生要集』の末尾の言葉「最後に悟りに至まで互いに師となり弟子となろう。」を念頭に置いていたのであろう。そこに個性的、創造的な師資相承が成立する。それは『教行信証』後序の「前ニ生ム者ハ後ヲ導キ後ニ生ム者ヒトハ前ヲ訪トツラヘ」の境地を超越しているのである。

「譲預」の譲はしたがって新しい師資相承といえるが、それは重い課題の譲渡であり、さらに「譲預」の預は渡す、与えるとは異なり、もしその課題への取り組みが不十分であれば、いつでも元の所に戻すことが前提になっている。極論すれば、一時的に預けておくにすぎない。それは後序の「空之真影申し預かりて」と同じ趣旨である。そこに師の師資相承的評価がある。そこに課題への取り組みに対する厳しい自己評価を伴うのである。それ故に重く厳しい課題といえる。

28年後に性信は明性に師資相承として『教行信証』を伝授するとき、その間になんらかの課題への取り組みがあったからこそ、性信奥書に記されるように、「譲預」に当たって自身へのそれを確認し、自己評価して、明性へバトンを譲った。それなしには「譲預」はない。

性信が明性に「譲預」したとき、当然明性の資質能力がその重い厳しい課題に堪えるものと判断しているはずである。しかし師資相承はよしとして、いつまでそれが持続したのかは分からない。後序が『安楽集』の前出に続けて「連続ツテ無窮ニシテ願ハ休止セ不ヲ使シムト欲ス」という形にならず、特にその点に関して仏教史上に名を残すこともなしに、坂東本は報恩寺に落ち着

いた。

実際に『教行信証』に関して明性は何の記録も残していない。それについては性信も同列であるが、『安心決定鈔』が『教行信証』の改訂の重要な契機となり、親鸞の回心を導いたことから、蓮如が『安心決定鈔』から40年以上にわたって金を掘り出したというように、われわれは性信のその後の28年には掘り起こすべき金がある。

先行研究は蓮如の金を何一つ明らかにしていないが、性信の金は当然それと共通であり、真宗中興の祖の発展的契機となったのがその金であるはずである。『安心決定鈔』の作者からわれわれはそれを明らかにすべきである。そしてそれはまた『教行信証』の改訂の重要な契機を解析することによって得られるはずである。

親鸞は『安心決定鈔』に先行する『教行信証』の後序の記述において、『選択集』について「唯仏恩の深きことを念て人倫の嘲りを恥じず。若し斯の書を見聞せむ者信順を因となし、疑謗を縁となして信樂を願力に彰し、妙果を安養に顕さむと。」とするに対して、『教行信証』については『安心決定鈔』に対応する信巻序の記述において、「誠に仏恩の深重なるを念て、人倫の哂言を恥じず、浄邦を忻う徒衆、穢域を厭う庶類、取捨を加うと雖も毀謗を生こと莫れと」と厳しい態度に出る。それは危機的状況に直面した親鸞の断固とした決意表明といえる。

以上によって星野のアポリアの大方は解消できたといえる。次に星野は行巻の奥書を全く無視し、その解釈について一言半句も語らない。性信筆の奥書の次行で不自然に削除されているのは何故か。そして化巻の奥書は理解できるとして、何故行巻に同じ奥書の右半分が添えられているのか。

別序のある信巻よりも行巻に奥書を置くのは何故か。性信は『安心決定鈔』において源空までの高僧の系譜を系統的に語っていない。しかしその奥書は「正信念仏偈」の見返しに位置しそこに高僧たちの直接的・間接的な師資相承が展開されているからである。

われわれがそれを認めたように、性信にとって奥書はきわめて重要であるからこそ、化巻奥書に性信は正式な署名（沙門 性信）と花押を加えるのである。それ故にわれわれは性信奥書を師資相承の徴とするのである。

5. 師の『安心決定鈔』批判

われわれが先に『安心決定鈔』の作者・時期等を特定した時、決め手になったのは『西方指南抄』との前後関係である。先行研究が試みる法語の特徴からその思想傾向を捉え、宗派門流を特定する方法には限界があるために、法語分析から始めることを避け、制作時期の特定から始めた。法語を離れてその独自性を捉えると、接続詞「カルカユヘニ」の頻出であり、まず本文についてそれを手がかりに作者の主張、文節構成が解析できる。それによって20個の段落構成になり、各5節4章の構成が起承転結に配置される。

本文に続く一つ書きは、本文に頻出する「ワレラ」が全くなく、本文の話し言葉に対して書き言葉であり、その「イフ」の用例は本文に比べて数が少ない。また本文に法語の「正覚」、「機法一体」が頻出するのに対して、それら一つ書きにはない。そればかりでなく機法関係を示唆する「カハリテ」も対照的である。

第二の一つ書きの「一 四種往生の事」は『西方指南抄』下末冒頭にのみあることから、われわれは両者の前後関係を決定する手がかりの一つにする。資料3に見るように、四種の往生について親鸞は該当箇所を修正するとき、三種の往生名を修正し、最後の「四意念往生」については往生名の修正が必要でないために割り書きにして字を小さめにし、「法鼓経言」の引用文の行を加え、無理に二行にしたために各往生の出典が行間に移された。本来法然の文献を書写するならば、阿弥陀経の説以下は往生名の下に書くはずである。それ故にそれは「一 四種往生の事」の修正文であり、法然の料簡が正しく書かれていないと判断して、批判的に修正する。とくに一と二の往生名に「念仏」を挿入したことは重要な批判的修正である。

第一の一つ書きの「一 自力他力日輪の事」は主文に当たるが、「阿弥陀仏はすなはち他力弘願の法体これ日輪なり」に対応して、『教行信証』の総序の冒頭に親鸞は、『浄土文類聚鈔』冒頭の「夫れ無碍難思の光灌は苦を滅し楽を証す」を「難思の弘誓は難度海を度する大船、无碍の光明は无明の闇を破する恵日なり」と批判的に改訂し、『浄土文類聚鈔』の日輪観を批判する。「无明の闇を破する」とは『愚禿鈔』下の「明能破闇」とともに親鸞の厳しい批判的態度を象徴する。

師弟の背景にあるのは、鎌倉念仏訴訟である。弟子性信は危機的状況を切り抜けて、勝訴に導いた。一つ書きの三答状ですでに弟子は勝利を確信したかのように、本文の口頭弁論では、性信は浄土真宗の行者の統一を、「ワレラ」の呼び掛けで訴える。批判的な対決文の一つ書きに対して、それは「ワレラ」を多用して、また小乗思想まで援用して本願を中核に東国の浄土教を広く統合する。とくにそれは『安心決定鈔』の転の章に著しい。それは実戦的な法廷戦術である。そのために『安心決定鈔』の名目のなかに「近世の宗師」の多様な仏教思想を自在に折り込むことになる。十指をこえる作者説が示すように、そこから多くの作者説が派生しながら、定説が確立されていないことになったのである。

それに対して親鸞は七月九日付けの書簡にあるように、性信からの配慮に感謝しつつも、厳しい分析的批判に徹するのが信巻序である。親鸞は信巻冒頭の二葉の文によって思想的に大きく転換していることは、元の文を示唆する『浄土文類聚鈔』の該当文との比較によって明らかになる。すなわち前者では「謹で往相の廻向を案ずるに大信有り、大信心は則ち是れ長生不死の神方、忻浄厭穢之妙術、選択廻向之直心、利他深広之信楽、金剛不壊之真心、易往無人之净信、心光摂護之一心、希有最勝之大信、世間難信之捷徑、証大涅槃之真因、極速円融之白道、真如一実之信海也。斯の心即ち是念仏往生之願より出でたり。斯の大願を選択本願と名づく。亦本願三心之願と名づく。復至心信楽之願と名づく。亦往相信心之願と名づく也」の文は、後

者の「浄信と言うは則ち利他深広の信心也即ち是れ念仏往生之願より出でたり。亦至心信楽之願と名づく。復往相信心之願と名づくべし。」からの転換である。

信巻序の標挙文の「昔」は、昔の古い「昔」から当時の今の「昔」に変わり、「已て」が脱字になり、フリカナが裏返しの関係になることは、元の文の故事が今のことであることを表しているのである。今のこととは言うまでもなく、『安心決定鈔』が示す鎌倉念仏訴訟の結審時である。故事の王たちの所業はその原告側に立った長男の慈信房のことを想定させる。すなわち『安心決定鈔』は「下々品には五逆の衆生を来迎する蓮華ととくなり」として、暗々裡に師の五逆の長男の所業への配慮が窺えるが、親鸞はそれを故事の王に見立てて厳しい目を向けていることを性信へのメッセージにのせる。

この信巻序の標挙文は性信にしか分からないように密かに長男への厳しい批判を盛り込んでいる。しかしそのように長男を誘ったのは東国に教線を張っていた蓮生、良忠を初めとする近世の宗師であるとする。

その数年前に東国門徒の混乱を沈静化するのに手を焼いた苦い経験を踏まえて、親鸞は六月一日付けの性信の勝訴通知状を一件落着とは受け取らず、むしろ大方の陳状の文面に危険な要素を読み取り、その後それを批判的に補完するために、高齢にもかかわらず精力的に著述活動に没頭するのである。

その親鸞の慧眼と一連の措置が功を奏して、性信、真仏を初めとする東国二十四輩にその後の活躍の舞台を用意した。親鸞の危機意識はしたがって『安心決定鈔』の批判から始まる。そして対抗措置として親鸞はライフワークの『教行信証』をさえ敢えて性信に授与して、老軀を顧みずに順次適切な善後策を講じるのは、原告側からの反撃に対する有効な予防線である。

その後のいくつかの親鸞書簡に認められるように、その反撃は性信への長男の義絶通知状に明記されるとおり、親鸞送付の書写本の改竄事件⁶⁾を頂点として、東国門徒のなかに新しいより深刻な混乱を持ち込むことになったのである。それは言うまでもなく親鸞思想の危機であり、避けて通ることの出来ない重大事件である。師として親鸞は「唯除五逆」をどう受けとめるかは、性信の前に立つ親鸞の課題である。それはのっぴきならない事件といえる。それ故に『観経』の「王舎城の悲劇」は親鸞の身に直接差し迫った問題であると云える。

総序においても前述に続いて、親鸞思想は大きく翻っている。「然れば則ち浄邦予熟して調達闍世をして逆害を興せしむ」は「王舎城の悲劇」の故事を引き合いに出して、性信に長男を東国の宗師の誤った自力の思想によって、調達が阿闍世を唆したように、混乱に巻き込まれたことを示唆する。そのことは『安心決定鈔』との関係ならびに信巻別序との比較によって、浮き彫りになるはずである。教巻全体を改訂したのはそれによつてのことである。

すなわちいわゆる信巻別撰ではなく、『安心決定鈔』に対応してまず信巻が再編され、そしてそれに序が添えられたために、いわゆる総序は「教行証序」となり、その形を継いではじめ行巻末の尾題が「教行証」となり、化巻尾題も「教行証第六」となったのである。

そしてその行巻も『安心決定鈔』を前提にして初めて仏教教育的意味を帯びる。それに『安心決定鈔』を対比させると、行巻の改訂頁はそれの見事な批判的補正となっているのは、「四種往生の事」に対する『西方指南抄』下末巻のそれと同じである。

6. 標挙文と奥書の師資相承

われわれは上に信巻序の標挙文のアポリアを解消したが、典型的な仏教教育といえる師資相承は、改訂時の六つの標挙文から成立する。またそれはまず親鸞の回心を端的に示唆する。

坂東本の標挙文はそれの見写本の専修寺本に比べて加筆と修正を含み、専修寺本は坂東本に先行することが信巻序の標挙文とともに分かる。もっともわれわれは坂東本の欠損部分の教巻のそれについては専修寺本によるのみであり、焼損部分について両者の比較は出来ない。

行巻は専修寺本の「真実之行」に対して「浄土真実之行 選択本願之行」と加筆され、信巻序に付くそれは「正定聚機」に対して「正定聚之機」であり、証巻は同文であるが、真巻は専修寺本において二つの願の「無」が異なり、坂東本の内題の右傍に同文が朱書され、そして化巻は二つの願の字の前に「之」が挿入され、二つの「往生」の「往」の字が異なる。

専修寺本にない第十九願の「至心発願之願」、第二十願の「至心回向之願」の「之」は余分でなく、行巻の第十七願、信巻の第十八願、証巻の第十一願、真巻の第十二願と第十三願にも「之」があり、それらは『安心決定鈔』の冒頭の「弘誓は四十八なれども第十八の願を本意とす。余の四十七はこの願を信ぜしめんがためなり」に重点的に対応させる。

そして坂東本には化巻の「往生」の「往」が異体字であり、往生院本の内題の字「選」⁽³⁾、「南」⁽³⁾、「往」が異体字であることを想起させる。また「無量寿仏」の「無」は専修寺本の『大無量寿経』と同じく、当時親鸞通用の「无」ではない。そして真巻の「願」の最後の2画は「ハ」でなく、「い」の形になっている。

「往生」の異体字は『観経』の「雙樹林下往生」と「小経」の「難思往生」に注目させるためであり、それによって証巻の「難思議往生」が「必至滅度之願」と並記されていることに気付き易くし、浄土三経往生の関係が体系化される。

それとともに第十九願の「邪定聚機」と第二十願の「不定聚機」との関係と位置付けが明らかになり、証巻の第十一願の「難思議往生」との関係が、信巻の第十八願の「正定聚之機」との関係を通じ、証巻冒頭の『无量寿如来会』の親鸞独自の引用と加点を意味付ける。すなわち「若し邪定聚及び不定聚は彼の因を建立せることを了知すること能はざるが故なりと（己上抄要）」これは普通「了知して彼の因を建立することあたわざるが故に」と読み下すが、ここでは親鸞独自の加点によって自力を他力に翻すのである。

以上の体系化された六巻の標挙文の理解は、『安心決定鈔』の作者には相応しいが、その他の東国の弟子にとっては難しいであろう。そのために性信は明性に『教行信証』を譲預すると

き、行巻と化巻に奥書を加える。われわれは性信が明性に譲預したことについて字義どおり、明性が鹿島門徒であることと、最小限の奥書によって師資相承を円滑にしようとする仏教教育的配慮が認められることを知って驚くのである。

証巻の冒頭に示されるように第十九願の邪定聚と第二十願の不定聚から第十八願の正定聚への転入は『安心決定鈔』の冒頭文を契機とするのである。

証巻の難思議往生は必ずしも簡単な往生論ではない。雙樹林下往生と難思往生を難思議往生に関係づけると混乱を招きやすくなるために、それをまず行巻の「正信念仏偈」序文にある難思議往生から始め、「其の真実の行願は諸仏称名の願なり。其の信願は至心信楽の願なり。これすなわち選択本願の行信なり。その機はすなわち一切善悪大小凡愚なり。往生はすなわち難思議往生なり。仏土はすなわち報仏報土なり。これすなわち誓願不可思議一実真如海なり。大无量寿経の宗致なり。他力真宗の正意なり。」という「正信念仏偈」の序に当たる文は難思議往生に着眼させるためである。これは明性の機に応じた師資相承といえる。

以上要するに性信に譲預された六巻の標挙文の願とその下の文は『教行信証』の巧妙な体系化のためであり、『安心決定鈔』の統合的体系化に対して、分析的（選択的）体系化である。『安心決定鈔』の場合鎌倉念仏裁判の法廷戦術によって、選択の取捨の「取」に重点を置く統合的体系化であり、小乗教、真言宗なども大幅に取り入れた百科全書的体系化である。

この標挙文の体系を往生について集約したのが、『浄土三経往生文類』であり、また三経の回心を踏まえた『愚禿鈔』である。それ故にわれわれの次の研究課題は『安心決定鈔』と『愚禿鈔』の仏教教育的意味である。

われわれは平成十四年度佛教大学特別研究助成を受けた。深謝。

〔注〕

- (1) 別巻にその専修寺本があり、坂東本の欠損を補完する。
- (2) 星野元豊『講解教行信証』信の巻、法蔵館、1978年、p.459。資料1参照。
- (3) 前掲書、p.943。われわれもテキストを坂東本にする。
- (4) 『真宗聖教全書』大八木興文堂、2001年は、坂東本行・化巻の両奥書も削除する。
- (5) 『親鸞聖人真蹟集成』第2巻、教行信証、化末巻』pp.673-675。
- (6) 星野、前掲書、p.2229。
- (7) 拙稿「生涯教育学序説——往生院本選択集における師資相承——」、『佛教大学教育学部論集』第8号、p.26。
- (8) 『親鸞聖人真蹟集成』第1巻、教行信証、行巻』p.153の奥書1行は巻末の「正信念仏偈」の見返しに置かれる。しかしその行以降にその頁の後半は切り取られて、ない。また『親鸞聖人真蹟集成』第2巻、教行信証、化巻』p.680の奥書2行の2行目は「沙門性信花押」とある。資料2参照。
- (9) 星野、前掲書、p.2234。
- (10) 『『安心決定鈔』と親鸞（一）その成立の研究』『佛教大学教育学部学会紀要』、創刊号、pp.21-

33. 但し紙幅の制限があり、要点のみを略述したため、改めて資料3を添えて以下に補論を加えることにしたい。
- (11) 赤松俊秀『統鎌倉仏教の研究』66年、平楽寺書店、p.65も同じ文とする。
- (12) 『親鸞体系、歴史編、第4巻』法蔵館、98年、『『教行信承』の真蹟本について』、藤田海龍は「坂東本については、無・无・无何れの字形をも用いられ、無と无、無と无は同一箇所・同一筆跡の所で用いられるが、无と无は混用されることは絶対にない。」とする。p.30。
- (13) 『愚禿鈔』上・下、聞賢者信頭愚禿心 賢者信内賢外愚也 愚禿心内愚外賢也。
- (14) 信巻序。
- (15) 専修寺本、教巻序。
- (16) 『現代の聖典親鸞書簡集全四十三通』細川行信、村上宗博、足立幸子、法蔵館、02年 p.60～100参照。
- (17) これについての解説は星野の前掲書の総序の解釈(p.15)に分かりやすい。
- (18) 「『愚禿鈔』の死生観の教育哲学的研究」、『佛敎大学総合研究所紀要』第2号別冊、1995年、pp.142-162参照。
- (19) それと常楽台の存覚本、浄興寺の周観本とを直接観察し、比較して、それがもっとも忠実であると思う。なおその影印本は『影印高田古典第2巻頭智上人集上』1999年の『愚禿鈔』pp.293-341を参照。
- (20) 勅撰和歌集釈教歌によれば、彼の教線は宇都宮歌壇を拠点として、勅撰和歌集『新後撰(1303年)』の釈教歌に示すように松島まで延びる。
- (21) 当時精力的に著述活動と布教活動を展開し、性信地元の下給にも講筵をひらいた。
- (22) 星野はそれを「浄土門内の異流に対してのきびしい批判」(前掲書、p.464)とする。
- (23) 夜寅時夢告云。
- (24) 井川定慶、『法然上人伝全集』巻第5下、63年、p.412に「元久二年四月五日上人月輪殿に参じて念仏の法門御談義数刻」の記事があるからそのような解釈も成り立つが、明らかに不注意な誤読である。
- (25) 校訂増補『天台座主記』渋谷編、第一書房、73年、p.139-140、「同(元久二年七月)廿日十禅師御興屋において十種の供具を調え(金銀を以て之れを造る)前権大僧都聖覚をして供養を遂げしめ、座主大和尚(真性)相伴に斎席に著し、これを以て堂衆追却懺悔法となす」の記事に該当する。
- (26) 宝永8年版『興御書』の本文と宛名はともに「善信房」とあり、本文の末尾に「貴坊形見と候間念仏証拠のため予が影進候」と結ぶ。藤井重貞『興御書診解』天明7年、平安書林の凡例に「この御書に副書をなされて法然上人御自作の木像にそへて形見として親鸞聖人にたまひしなり。」とあり、『昭和新修法然上人全集』の『興御書』甲本、京都禿氏裕祥氏所蔵「無題」写本には底本+「貴坊形見ト候アイダ念仏証拠ノ為予影進ジ候 元久2年閏7月29日源空 善心房」となり、乙本、華園文庫(弘化4年刊)所収本「興御書」には底本+「証拠ニ予ガ影ヲ進ジ候 善心房 源空判」となる。なお底本は京都黒谷金戒光明寺所蔵軸「無題」である。p.1004-1005なお両本には「六賢」の後に「元久2年7月源空在判 善心房」が加わり、またその肩書きに「元祖大師真影鸞師へ御付属添書」も加わる。さらに『興御書鈔』慧雲、万治3年には「上の文に綽空の名を改めて同じき日御筆を以て名之字を書かしむは、今此の御書これ也。注記の文に名之字とは善心房の字なり。又左遷以後善心の字を改めて、善信之字になすなり。」とする。
- (27) 「生涯教育学序説——往生院本選択集における師資相承——」『佛敎大学教育学部論集』第8号1997年、pp.25-40。
- (28) 前出宝永版、親鸞の見写本も影像も残らないが、影像の版木は脱字を示唆する。

- (29) 『興御書』の「今、座主、御房ナドノノタマフハ雀ノサヘズルニ異ナルベカラズ」に対して『十六門記』は大原問答について「上人鸚鵡の囀るが如くに各々の疑難を会釈し給へば」と述べる。前掲書、p. 801。
- (30) 「予ハ一切経ヲ（中略）五ヘンマテ見尽シテ六宗ノ達者ニアヒテ申極メ今浄土宗ヲコンリユウシ候、忝クモ書ニ付テモ筆ノ立所モシラザル程涙ニムセヒ候」p. 1005 に対して『十六門記』は「黒谷の報恩蔵に入て一切経を披見すること既に五遍に及ぬ。歡喜の余に高声に唱えて感悦隨に徹り落涙千行なりき」とする。聖覚の『十六門記』参照。
- (31) この日付を問題にする先行研究は多い。「性信の没年の建治元年（1275）を動かしがたく『教行信証』は性信の後継者（娘）の性智比丘尼の手により性信の遺言の執行のような形を取って行なわれたのではないだろうか。』『親鸞体系』第5巻、法蔵館、98年「鎌倉時代東国の信宗門徒——真仏報恩板碑を中心に——」峰岸純夫、p. 216。
- (32) 「勝願寺第2世の明性は、親鸞自筆の坂東本『教行信証』を横曾根の性信から“譲り預けられた”人として知られる。』『親鸞と東国門徒』今井雅晴、吉川弘文館、p. 94。しかし明性の行実是不明である。
- (33) 宮崎円澄は「性信は自ら「沙門」と称していますが、この称は真宗では他に例のないことです。』『親鸞体系歴史編』第5巻、法蔵館、98年、「親鸞聖人と在関の門弟——聖人の在関時代を中心として——」p. 168。
- (34) 奥書について性信の生没年が問題にされるが、性信の生年を伝えるのは『報恩寺開基性信上人伝記』（報恩寺第十八世性晴作、同十九世性実書写、十八世紀中葉成立、坂東報恩寺所蔵）によっている。今井、前出、p. 111。
- (35) われわれは花押の重みと意味を尊重する。
- (36) 専修寺本の影印本による。
- (37) 親鸞はそこで性信が指摘して、問い合せてきた東国の書写本の題名に「の」を挿入している。それは改竄本であることを親鸞が認めたことになる。
- (38) 信巻序を含む信巻本文冒頭2葉の加点は専修寺本に詳しく坂東本における信巻序の内題下の「愚禿親鸞集」は専修寺本にはない。しかし八行頁は加点も正確に見写される。
- (39) 前出「生涯教育学序説」。

(たにかわ もりまさ 生涯学習学科)

2002年10月16日受理